

議事録

件名：	契約監視委員会（平成 24 年度第 4 回）
日時：	2012 年 12 月 27 日（木曜日） 14：00 ～ 15：40
場所：	JICA 特別会議室
委員：	川上 照男 有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 伊藤 隆文 国際協力機構 監事
JICA：	小寺理事 調達部（事務局） 植嶋部長他数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、中南米部、資金協力支援部、横浜国際センター、広尾センター各数名
議題：	1. 平成 24 年度に締結した契約で 2 回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検（総務省指示事項） 2. その他 ・第 3 回契約監視委員会のフォローアップ ・第 5 回契約監視委員会における一者応札・応募の個別点検について

議事概要：

1. 平成 24 年度に締結した契約で 2 回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検

点検対象契約 5 件（別添リスト参照）の点検結果および質疑応答は以下のとおり。

(1) 平成 24 年度日系人本邦就労者生活相談業務

委員：受注者である公益財団法人海外日系人協会の本来業務とは何か。

機構：同協会は、1957 年に開催された「国連加盟記念・海外日系人親睦大会（現・海外日系人大会）」の事務局が 1967 年に法人化したもの。従って、日系団体のネットワークづくり、機関紙等による情報発信・広報、視察旅行の企画等による親善交流等を中心に事業を行っている。

委員：業務従事者は同協会の職員か。

機構：期間契約者を配置して対応している他、緊急時等の臨時サポートを職員が行っている。

委員：本件は相談者とその相談に答えることができる専門家とを取り次ぐ業務か。

機構：多くの場合、関係の自治体や企業・団体を紹介しているが、教育関係の生活相談等、一部の相談についてはその場で情報提供を行い解決するものもある。

委員：業務はどのように評価しているのか。また支払方法は如何。

機構：仕様書に沿った業務が遂行されたかについて報告書により確認後、支払いを行う。出来高払いではなく定額払いである。

委員：相談内容によっては資格がないと対応できない業務もあるため、応札者側にとっては相談を受ける内容の枠組みが分かっていることが重要。また、相談内容の範囲についての制度設計がで

きていないので、応募勧奨するにしてもコンタクト先が定まらないように思われる。まずは、相談を受ける範囲を決め、入札説明書に示し、相談者に対しても告知すべきであろう。

委員：本件が取次業務ということであれば、専門家による対応が必要な業務を切り分け、取次業務のみに専念すべきであろう。取次業務であれば、専門家を擁する土業事務所ではなく、語学学校でも応札ができるのではないか。

委員：そもそも法律相談などの専門性を要する相談は、法的な規制もあって基本的に受けられないはず。この点を制度としてはっきり示すことで、応札者にとって敷居が下がると考える。

機構：ご指摘の内容をふまえて対応したい。

委員：これまでの議論を踏まえて、業務内容の見直しを行う方針か。

機構：相談の範囲を整理し改善したい。

(2)平成 24 年度移住者の団体に対する助成金交付の実施促進業務に係る業務委託

委員：応募要件において、類似業務の経験やポルトガル語又はスペイン語の能力を求めているが、申請書作成補助等の業務は定型的なものと思われる。マニュアルが充実し、事務的な業務に特化すれば、裾野が広がるのではないか。また、JICA の助成方針の周知にかかる業務については、JICA 職員が関与する等の工夫を行い、業務を分けた方が間口が広がりやすい。

委員：年間の業務量如何。

機構：助成金は総額で約 0.8 億円/年であり、平成 23 年度の実績は 31 団体 55 事業であった。

委員：4~5 件/月の取扱件数では、現在の想定業務量は過剰であり、積算の見直しを行うべきではないか。

機構：本契約は、6MM (2 名) の契約であり、契約金額は年間約 400 万円であること、書類作成の支援のみならず、現地団体の相談等にも応じていることから、適当と判断している。

(3)平成 24 年度「日系社会次世代育成研修運営管理業務」に係る業務委託

委員：他の研修を実施している民間企業が応募する可能性如何。

機構：契約金額が低く利益率が低いため、民間企業は手を挙げにくい。民間企業の参加を促すには、予定価格の積算の見直しが必要。

委員：応募の可能性のある民間企業はどのようなところか。

機構：今回、JICA の技術協力プロジェクト (研修や調査等) の受注実績がある会社や中南米にて事業を行っている 5 社へヒアリングを行ったところ、応募に前向きな回答を得ている。

委員：定型的な業務内容にすることが望ましい。研修プログラムの作成等、やや難易度が高い業務については、JICA が必要な情報を提供することが可能と思われる。

機構：本契約については民間企業が応札する可能性はある。他方、民間企業にとっては、一定規模の業務量があり、また今後事業が継続、発展するようなコスト面で魅力がある事業とする工夫が必要。

委員：純粹に民間企業が受注した実績があるのは、今回の点検対象契約のうち NO.5 だけとなるが、その受注者のような企業であれば、本契約についても受注可能ということか。

機構：然り。

(4)平成 24 年度開発教育支援事業 (国際協力出前講座) にかかる業務委託 (単価契約)

機構：業務内容を見直し、ニーズの発掘は主として JICA が行うこととし、講師とのマッチングだけを委託することとした。

委員：業務内容の変更により、応募要件も変わるのか。

機構：開発教育に携わった経験又は途上国における開発援助事業に携わった経験を必須として求めて

いたが、技術提案書の評価で加点項目に変更する。

(5)平成 24 年度組織力アップ!NGO 人材育成研修業務委託

委員：本業務の目的は何か。また、全ての NGO が対象となるのか。

機構：国際協力 NGO を対象とした研修である。目的は、国内外で今後活躍する国際協力 NGO スタッフの人材育成を通じ、プロジェクトマネジメント能力や組織運営能力の強化を図るもの。

委員：研修の内容はどのように決定するのか。

機構：NGO - JICA の協議会にて研修ニーズの発掘を行っている。また、本研修では、共通講義の後、各 NGO の固有の課題に基づきアクションプランを作成する等の個別の研修を行っている。

委員：個別のニーズに対応するのであれば、集合研修よりも個別に相談を行った方が効率的ではないか。

機構：本研修では、受講者自らの所属する NGO のためのアクションプランを作成、実施し、各 NGO の状況を踏まえた具体的なアドバイスや指導を行っているため、NGO 側からの評価は高い。

委員：入札説明書だけでは、業務内容や研修内容をイメージすることが難しいため、過去の事例を提示する等の工夫が必要。

委員：直接経費はどのように支払われるのか。

機構：直接経費は、契約金額に含めており JICA が受注者に支払っている。

2. その他

(1) 第 3 回契約監視委員会のフォローアップ

委員：案件 NO.3「エジプト国スエズ運河架橋建設計画フォローアップ協力(下部工)施工監理」について、入札支援で現地業務期間 45 日間はどのような作業を行ったのか。

機構：入札図書の作成及び入札公告等の入札準備を行った。

委員：既存の資料の見直しを行う期間としては長いのではないか。

機構：橋梁の壊れた箇所の修復作業であるため、修復に関する入札関連作業を行ったもの。

委員：案件 NO.4「カンボジア国国道一号線改修計画協力準備調査(プノンペンーネアックルン区間)」について、カンボジア国に技術基準がなく、受注者が国際規準などを準用するなど技術基準を設定しているケースは全体の何割くらいか。

機構：データに基づいていないのであくまで感覚となるが 3 割程度と推測される。

委員：適用された技術基準に基づき設計されているか JICA はチェックしているのか。

機構：JICA は環境社会配慮面なども考慮したうえで、妥当と思われる技術基準につき、受注者から提示される代替案も踏まえて判断しているが、(それに基づいて作成される)図面の一枚一枚や構造計算までチェックすることはしていない。定員が与条件となっており現実的に困難(国交省の例も説明)。仮に定員が 10 倍であれば、そのような対応も可能かもしれないが、ハードからソフトまで、また、世界中の途上国を対象に業務を実施している状況では、すべてチェックすることは困難。

委員：環境社会配慮調査は、切り出して別に発注することができるのではないか。

機構：環境影響評価(EIA)のように事業の全体計画の一部として環境社会配慮調査を実施する場合など設計と関わる場合は、切り離すことは難しい。他方、非自発的住民移転が発生する場合に事前の実施が必要となる社会調査等は、切り離して実施することも可能であると思われる。

委員：これまでの説明で JICA が先行業務のノウハウを全て吸い上げて新規受注者(変更した受注者)に引き継ぐことが難しいという主張は理解できた。一方、受注者が変更した場合に支障が生じるか否かについては明らかではないため、検討を継続したい。発注者と受注者の役割分担の話になるのかもしれないが、仮に受注者が中途撤退した場合に、JICA がその情報やノウハウを吸い上げていないことにより、新規受注者が一からやり直さなければならないということになる。

機構：以前、事業の途中で受注者を交代せざるを得ないケースがあった。その際は、先行業者が有するすべての情報を提出させ改めて公示し直した。

委員：そういうことであれば、改めて競争に付すことは実施しようと思えばできるが、その際に追加で発生するコスト等がどれくらいなのか把握できていないと思われる。今後、該当するケースがあれば報告願いたい。また、JICAは中期計画において、コンサルタントの育成を掲げていて、規制緩和もその方法の一つであるが、先行業務のノウハウをJICAが吸い上げて提示することも、新規参入のハードルを下げ、さらには若手の育成につながると考える。若手を育てる環境を作ることも考えて頂きたい。

(2) 第5回契約監視委員会における一者応札・応募の個別点検について

委員：点検対象契約の選定は、全件リストから選んだ方が全体をカバーできてよいと思われる。

委員：一人が選定すると偏った契約内容になる可能性もあり、複数の異なった視点により選ばれることが重要と思われる。

委員：点検対象契約が、JICAの多様な契約から任意に抽出される機会を確保することが本点検においては重要と思われる。また、点検により得られるコスト削減効果等を考えると、金額が大きいものを選ぶことが最適と考え、前回の競争性のない随意契約の点検時には金額の大きい契約から選定するようにした。

委員：全員で同じリストから選ぶと重複も生じるため、担当委員が選定する方が作業効率が良いと思いい提案したもの。全委員がそれぞれ任意に選定することで問題ないが、選びやすい資料にするなどの配慮をお願いしたい。

以 上

別添： 資料1：一者応札・応募事案フォローアップ票（5件）

資料2：第3回契約監視委員会ご質問事項への回答

資料3：第5回契約監視委員会における一者応札・応募の個別点検について

2回連続で一者応札・応募案件リスト(平成24年度実績)

No.	契約件名	年度	契約締結日	契約終了日	契約方法	契約相手方	契約金額 (円貨)
1	平成24年度日系人本邦就労者生活相談業務	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	一般競争	財団法人海外日系人協会	9,196,916
		H24	平成24年4月1日	平成25年3月31日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	9,068,157
2	平成24年度移住者の団体に対する助成金交付の実施促進業務に係る業務委託	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	一般競争	財団法人海外日系人協会	4,314,583
		H24	平成24年4月2日	平成25年3月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	4,105,552
3	平成24年度「日系社会次世代育成研修運営管理業務」に係る業務委託	H23	平成23年5月13日	平成24年3月31日	一般競争	財団法人海外日系人協会	12,169,325
		H24	平成24年4月20日	平成25年3月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	12,598,074
4	平成24年度開発教育支援事業(国際協力出前講座)にかかる業務委託(単価契約)	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	不落随意契約	社団法人青年海外協力協会	5,249,381
		H24	平成24年4月2日	平成25年3月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益社団法人青年海外協力協会	4,533,600
5	平成24年度組織力アップ!NGO人材育成研修業務委託	H23	平成23年5月18日	平成24年3月31日	一般競争入札	株式会社VSOC	22,612,800
		H24	平成24年5月15日	平成25年3月29日	不落随意契約	特定非営利活動法人国際協力NGOセンター	20,911,233

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成24年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 中南米部	
案件番号	1	
契約の件名及び数量	平成24年度日系人本邦就労者生活相談業務	
契約金額	9,068,157円	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益財団法人 海外日系人協会	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	5	
公告期間	13日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		「企業として類似業務の経験年数3年以上。」などの履行実績・技術審査の条件を撤廃した。
入札説明会の開催	×	
業務等準備期間の十分な確保		入札日を休日を含めて契約開始日の29日前から60日前に設定した。
公告期間の見直し	×	
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	
業者選定方式の見直し	×	
業者等からの聴き取り	×	
事前の応募勧奨	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
過去2年の質問内容分類等、必要となる従事者が具備すべき知見が具体的にわかりやすい情報を添付し、入札説明書の改善に努める。 説明会を実施し、質問期間についても約0.5月間だったものを1か月とする。 「全省庁統一資格「役務の提供」B又はC又はD」にAを追加する。 行政書士事務所等に対して事前の応募勧奨を行う。		
契約監視委員会のコメント		
上記措置に加え、相談内容の範囲を決め、入札説明書に明示すること。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
寄せられた相談に対する業務範囲を「関係機関やサービスの紹介」とし、入札説明書の冒頭で「取次業務」であることを明示する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川上照男委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、伊藤隆文委員		

別紙

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成24年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 中南米部	
案件番号	2	
契約の件名及び数量	平成24年度移住者の団体に対する助成金交付の実施促進業務に係る業務委託	
契約金額	4,105,552円	
契約締結日	平成24年4月2日	
契約期間	平成24年4月2日～平成25年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益財団法人 海外日系人協会	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1	
公告期間	22日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	
入札説明会の開催	×	
業務等準備期間の十分な確保		入札日を契約開始日の27日前から40日前に設定した。
公告期間の見直し		公告期間を休日を含めて14日から22日に変更した。
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	
業者選定方式の見直し	×	
業者等からの聴き取り	×	
事前の応募勧奨	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>公示の案件名を業務内容がイメージできるよう工夫する。 新規参入者でもわかるよう、業務仕様書の内容を改善するとともに、説明会を実施し質問期間についても約0.4月間だったものを1か月とする。 行政書士事務所等に対して事前の応募勧奨を行う。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>上記措置に加え、マニュアル等の充実により、より定型的な業務となるよう配慮すること。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 交付団体向けに作成しているマニュアルを添付し、事務支援であることを入札説明書に明記する。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川上照男委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、伊藤隆文委員		

別紙

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成24年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 横浜国際センター	
案件番号	3	
契約の件名及び数量	平成24年度日系社会次世代育成研修運営管理業務	
契約金額	12,598,074 円	
契約締結日	平成24年4月20日	
契約期間	平成24年4月20日～平成25年3月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益財団法人海外日系人協会	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	2	
公告期間	14日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	
入札説明会の開催	×	
業務等準備期間の十分な確保	×	
公告期間の見直し	×	
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	
業者選定方式の見直し	×	
業者等からの聴き取り	×	
事前の応募勧奨	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>公告期間を平成24年度実績から延長し、20日間程度とすることとする。 平成24年度契約に応札した業者を含め、技術協力プロジェクト業務の受託実績を有するコンサルタント会社及び中南米の日系人受入に係る事業を行う企業5社程度に応募勧奨を行う。 応募要件について、競争参加資格の地域制限(関東・甲信越地域)を撤廃し、関東・甲信越地域に事務所を有することに緩和する。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>上記措置に加え、より定型的な業務内容とすることが望ましく、やや難易度の高い業務に関しては、必要な情報をJICAが提供する。</p>		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>研修員の報告書等、研修運営にかかる参考情報をJICAが提供する。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>川上照男委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、伊藤隆文委員</p>		

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成24年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 関西国際センター	
案件番号	4	
契約の件名及び数量	平成24年度開発教育支援事業(国際協力出前講座)に係る業務委託契約	
契約金額	・国際協力出前講座1件あたり金21,745円 ・その他経費(実費払い上限金額)金184,500円	
契約締結日	平成24年4月2日	
契約期間	平成24年4月2日～平成25年3月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人 青年海外協力協会	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	2	
公告期間	15日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		出前講座とJICA大阪訪問対応の業務を、出前講座だけに簡素化した。
入札説明会の開催	×	
業務等準備期間の十分な確保	×	
公告期間の見直し		前年度11日間であった公告期間を14日間とした。
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	
業者選定方式の見直し	×	
業者等からの聴き取り	×	
事前の応募勧奨	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>3年間の継続を前提とした契約(ただし契約自体は複数年度ではなく会計年度ごと)とすることで、全体の事業規模を拡大して、採算性が向上し、他社が参入しやすくなるよう工夫する。</p> <p>公示のHP掲載やメーリングリストによる配信に加え、候補企業である人材派遣会社などに対して、積極的に応募勧奨を行う。</p> <p>これまで契約書の付属書 業務仕様書にあった「受託団体の責に帰すべき事由により予定件数の達成が困難となった場合、違約金請求などの措置をとる可能性がある」という条項を外して、代わりに業務実績に応じて2年目以降の契約の見直しをすることとする。また、受託者が十分な依頼件数を確保するよう学校等に働きかけるとしていた箇所を仕様書から削除して広報活動に変更することで、予定件数への受託者の負担感を緩和する。</p> <p>予定件数とは入札実施の前年度の実施件数(実績)を基に実施が期待される件数を設定しているもの。</p> <p>JICAから過去の実績を基にしたボランティア等の講師情報、学校情報の提供を行うことを明記する。</p> <p>応募要件について、競争参加資格の地域限定(近畿地域)を撤廃し、実施体制を確保するため、近畿地域のいずれかの府県に主たる事務所等を有することに緩和する。</p> <p>開発教育及び開発途上国における業務経験を有することとした業務責任者及び従事者の応募要件(必須)を評価表における加点項目に緩和する。</p>		
契約監視委員会のコメント		
上記措置につき了承した。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川上照男委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、伊藤隆文委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成24年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 広尾センター	
案件番号	5	
契約の件名及び数量	平成24年度組織力アップ! NGO人材育成研修業務委託	
契約金額	20,911,233円	
契約締結日	平成24年5月15日	
契約期間	平成24年5月15日～平成25年3月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	特定非営利活動法人国際協力NGOセンター	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	4	
公告期間	11日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		平成23年度は事務手続き部分の委託とし、一般競争入札(価格競争)。24年度は実施体制の変更に伴い、企画等も含めての業務委託契約とし、一般競争入札(総合評価落札方式)とした。
入札説明会の開催	×	
業務等準備期間の十分な確保	×	
公告期間の見直し	×	
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	
業者選定方式の見直し		一般競争入札(価格競争)から総合評価落札方式に変更した。
業者等からの聴き取り	×	
事前の応募勧奨		研修に協力いただいていたネットワークNGO3団体に案内を行った。昨年度においても当センターで実施しているNGO向け研修の委託先に案内を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
本研修では、2つのコース(組織マネジメントコースとプロジェクトマネジメントコース)を設置し、プログラムの中で合同の部分とコース別の部分に分けて実施しているが、次年度においては、この2コース(組織マネジメントコースとプロジェクトマネジメントコース)を分けての実施、もしくは委託内容の見直し(事務部分のみの委託、座学研修のみの委託等)を行う予定で、この対応を通じ従事者の要件緩和等競争性を高める。委託内容の変更に伴い、業務従事者の応募要件の記載も応札者にわかりやすくなるよう配慮する。公示にあたっては、想定される複数社に引き続き応募勧奨することとしたい。		
契約監視委員会のコメント		
上記措置に加え、業務内容、研修内容をイメージしやすくするため、過去の事例を提示する等の工夫が必要。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
研修内容をよりわかりやすく記載するとともに、過去の研修のスケジュール等の例を示すこととする。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川上照男委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、伊藤隆文委員		

2012年12月18日
契約監視委員会事務局

第三回契約監視委員会ご質問事項への回答

(1) 案件 No.3 エジプト国スエズ運河架橋建設計画フォローアップ協力(下部工)施工監理

過去の同国における土木工事の入札支援業務を受注した企業のリスト(類似の案件を中心に)。
同じく、施工管理業務を受注した企業のリスト。

エジプト国における道路・橋梁分野での入札支援業務及び施工監理業務を含む案件は、資金協力案件を含めて過去10年間に本件以外に協力実績がありません。

2011年度「橋梁維持管理能力プロジェクト」の概要と受託者名。

(1) 背景

エジプト国内の道路延長は64,000km以上におよび、その中におよそ3,000橋以上の橋梁が存在しています。しかしながら、地中海沿岸およびナイル川沿いをはじめとする国内の道路交通インフラの整備及び維持管理状況は十分なものではなく、特に適切な維持管理がなされず老朽化した橋梁が多く存在することによって、エジプトの国内および国際物流に多大な負の影響を及ぼしています。

エジプト国のさらなる経済的発展のためには、これらの問題を解決する必要があることから、エジプト国における道路の建設および維持管理を所掌している道路橋梁陸運総庁は、橋梁の維持管理補修に関する対策プログラムをスタートさせましたが、エジプト国内に十分な知識及び技術を持った人的リソースと、適切に検査・評価するために必要な機材が不足していることから、芳しい成果を上げることができていませんでした。そのような状況下において、本プロジェクトでは、橋梁の適切な維持管理を実施していくための計画策定、日常維持管理能力の向上を支援するものです。

(2) プロジェクトの目的

道路橋梁陸運総庁における橋梁の点検や補修に関する能力向上及び橋梁維持管理システムの整備等を通して、同庁における維持管理能力の向上を図る。

(3) 協力期間

2012年3月～2015年3月

(注) 本件技術協力案件ではエジプト国内の国道等に架設されている通常規模の橋梁を対象としています。本件フォローアップ協力の対象となるスエズ運河架橋(大規模な斜張橋)は特殊な維持管理技術が必要となることから本件技術協力プロジェクトでの対象に含まれておりません。

《受注者》大日本コンサルタント株式会社(株式会社長大とのJV)

先行するフォローアップ契約の報告書，あるいは2010年4月調査団の調査結果に盛り込まれた情報以外で，事業の継続に当たって必要なものとして何があるか（具体的に）。

先行するフォローアップ調査にて収集・作成した情報のうち、調査報告書に盛り込まれていない以下の情報については、事業を適切かつ効率的に継続していく上で重要なものと考えます。

（１）橋梁診断結果に関する情報

今回の対象橋梁は全長約10km（中央の鋼桁部分は約2km）となる長大橋であり、損傷に関する検査・補修対象となる橋柱は、東岸側・西岸側の取り付け道路部分を中心に合計約180本が設置されています。先行するフォローアップ調査では、補修内容の設計業務に先立ち損傷原因を特定する必要があったため、全ての橋柱を対象として目視による損傷箇所の確認の他、複数の検査項目による診断を行っています。

右検査結果に基づく損傷状況、実施すべき補修内容の選定結果等は調査報告書においても概略記載していますが、個々の橋柱の詳細な診断結果（数値データのみならず、打音診断による職人的な診断結果、損傷状況写真等を含む）は報告書に掲載せず、コンサルタントが保有しています。

なお、調査結果として得られた各種データについては施工監理を受注する別コンサルタントに提供可能ですが、実際に現場調査で得られた知見や種々の試験結果等を踏まえた損傷原因の特定及び工法選定に至る一連の検討プロセスを通して得られた様々な知見を調査コンサルタントからJICAや施工監理を担当する別コンサルタントに適切に引き渡すには、調査コンサルタントによる情報の整理、JICA及び施工監理コンサルタントによる検証（現場確認を含む）のため相当量の引き継ぎプロセスを設けることが必要になります。

（２）詳細設計に関する情報

調査報告書には詳細設計図面が含まれ、また、右設計図面のCADデータ等は調査コンサルタントが保有しており、施工監理コンサルタントに引き渡すことは可能です。

しかしながら、調査完了後の状況変化（一部橋柱における損傷の進行等）により施工段階において設計内容の一部変更等が必要となった場合においては、CADデータや設計関連データを作成し種々の関連情報を有している調査担当コンサルタントが対応する方が効率的であり、それらの全ての情報を引き継ぐには上記と同様に情報の整理や検証に相当量の時間を要するものと考えます。また、調査担当コンサルタントが施工監理まで一貫して担当することにより、各種変更への対応が迅速に行われ、最終的に施設を管理する相手国政府の便益にもかなうものと考えます。

（３）実施機関の施工監理能力にかかる情報

本件フォローアップ協力における施工監理業務TORの一つとして、実施機関C/Pに対するOJTの実施を通じた技術移転を行うことが含まれています。この技術移転は、調査時に指摘した問題点に基づき、現場における施工監理を通じて実施していくものです。

このような技術移転を効率的に行うためには、コンサルタントが、移転対象となる技術に関するC/Pの技術レベル、経験、課題等を予め把握すると共に、C/P側がコンサルタントの技術力を信頼し、積極的に指導を受けるような信頼関係を構築しておき、右を踏まえた適切なOJT計画により実施して

いく必要があります。

調査を担当したコンサルタントは、調査段階における協議、橋梁診断の共同作業等を通して、C/Pの技術レベル、課題等を十分に把握すると共に、C/P側も担当したコンサルタントの技術力、指導内容を理解できていますが、施工監理段階を新たなコンサルタントが担当する場合、このようなC/Pの技術レベルの把握や信頼関係の構築から着手する必要があり、工期内に所定の成果に到達することが困難となることが懸念されます。

なお、コンサルタントが変更となった場合、上記内容を再度C/Pから聞き取りすることとなりますが、C/Pとのコミュニケーションにおいては、このような再度の聞き取りは好まれず、関係悪化の原因となる場合もあり、慎重な対応が必要となります。

(4) その他

エジプト国政府関係機関との関係

本件対象橋梁のサイトの一部（東岸側）はエジプト軍の管理地区であるため、現地立ち入りに際しては実施機関を通して軍の立ち入り許可を取得する必要があり、その許可を得るために相当の時間を要しました。

施工監理を別のコンサルタントが実施する場合、橋梁の損傷状況の確認、詳細設計内容の妥当性確認等を目的として、再度のサイト調査（軍管理エリアへの立ち入りを含む）が必要となる可能性があります。エジプト側関係者（特に軍関係者）からは、調査段階と同様の現場確認を目的とした再度の立ち入りの必要性について理解を得ることが難しく、また、許可が得られる場合も相当の時間が必要となることが想定されます。

同国の入札や施工監理に関する一般的な制度や状況について、1995年度以降の調査等において報告書にまとめられているか。なければ、その他の調査報告書ではどうか。

本件フォローアップのための施工業者選定

はエジプト国の入札制度に基づくのではなくJICAの調達制度に基づき実施するものとなるため、エジプト国内の入札や施工監理に関する制度について、調査報告書の中で特にまとめておりません。

なお、同国の入札制度等については、JICAエジプト事務所にて関連資料を入手しており必要に応じて参照することが可能となっています。

業務主任の旅費がビジネスクラスで積算されている理由を含め、積算単価の根拠。

搭乗クラスは、業務内容に応じJICAが定めた基準（参考1）にて業務従事者の各付けを決定し、同格付けに該当する学歴年次及び所要フライト時間（成田～エジプト間：約14時間）から基準（参考2）に基づき決定しており、本契約の業務主任の場合、格付（2号）とフライト時間（約14時間）からビジネスクラスとなります。

積算単価は、先行フォローアップ調査結果に基づく価格であり、民間旅行会社の見積価格のうち、最安価のものを採用しています。

参考1：民間人材を活用する業務における業務の種類及び難易度の格付けに関する基準について

参考2：平成22年9月28日付調達部長通知「業務実施契約における正規割引航空運賃等の利用について（通知）」

類似の継続案件において、再入札で事業者が交代したことによって問題が生じた例はあるか。

類似の継続案件を「フォローアップ協力における調査から施工監理業務への継続案件」と定義した場合、調査と施工監理を分割して発注した事例はこれまでのところ確認できていません。

(2) 案件No.4 カンボジア国国道一号線改修計画協力準備調査(プノンベンーネアックルン区間)

仕様書（報告書として求められる調査項目）にあげていない調査項目で、受託コンサルが契約締結期間内に職務上取得した重要な情報・ノウハウとして、具体的に何があるか（以下の質問との関係で、できるだけ詳しく）。

本調査は、2004年に開始した全長56kmを対象とした基本設計調査（当時）に端を発し、2007年及び2009年に実施した本調査の対象区間である第四期を含む調査の継続調査であり、過去3回の調査は、いずれも片平エンジニアリングインターナショナル（以下、「KEI」）が受注しています。仕様書に挙げていない調査項目で、受託コンサルタントが契約締結期間内に取得した重要な情報・ノウハウとしては、以下のものが挙げられます。

(1) 設計及び積算にかかる基礎情報及びデータの蓄積

開発途上国においては道路や橋梁の設計基準は存在し、多くはAASHTOなどの先進国（国際）基準を適用していますが、日本のように体系的にはなっていないため、基準の欠缺もあります。このような場合にどのような基準を適用・準用すると現地の実情に合うのかといったノウハウは、設計・施工監理経験を経て蓄積されます。カンボジアにおいても、カンボジアの基準を標準として、受注コンサルタントは経験に基づき、現場の実情に照らしAASHTO基準や日本の基準を補助的に適用することになります。

さらに積算についても、弊機構「協力準備調査設計・積算マニュアル」（以下、「積算マニュアル」）に沿って実施することをコンサルタントに求めています。積算の基本である単価表や代価表の作成に必要な見積を徴取可能な調達先の最新情報及び、自然条件調査の生データが情報・ノウハウとして蓄積されています。

(2) 先方実施機関である公共企業運輸省（MPWT）や経済財務省（MEF）等のプロジェクト関係者との豊富な人脈・ネットワーク

プロジェクトに関与するステークホルダーとの人脈・ネットワークも重要な情報・ノウハウのひとつとして挙げられます。無償資金協力の成否は先方政府との意思疎通にかかっていると云っても過言ではないことから、JICA（本部、事務所）、コンサルタントがそれぞれの立場で先方プロジェクト関係者との良好な信頼関係を保つようにしています。

上記のうち、仮にどの項目が仕様書に追加されれば、後年度に別の受託事業者が特段の支障なく事業を遂行することができるか。JICAの立場ではなく、事業者の立場から、実証的な根拠とと

もに示していただきたい。

上記の(1)の設計・積算にかかる基礎情報及びデータについては、本プロジェクトを含む直近のカンボジア国における道路案件の設計及び積算を広く確認・整理するよう仕様書で指示し、現地調査前に、それらを読み解くために必要となる相当な期間の国内作業を設けて対応すれば、一定程度の知見は蓄積できるものと思われませんが、実際に事前の調査で設計、積算し、第一期～第三期の詳細設計、入札、業者契約、施工監理を通じてそれを検証するプロセスを経ているKEIと同等の水準まで知見を高めることは、現実的にはかなり困難が伴うものと推察される。

なお、副次的な問題ではあるが、他の受託者となった場合、ヒアリング等で先方政府関係者が元の受託者であれば当然了知している情報を再度他の受託者に伝える場面が出てくると考えられます。先方政府関係者とのコミュニケーションにおいては、一般的にそうした状況は好まれず、ともすると関係悪化の原因ともなり得るため、慎重な対応が必要です。

上記の項目を仕様書に追加すると、どれだけ契約金額が上昇すると見込まれるか(過去の実績や積算根拠に基づいて)。あるいは、實際上、報告書等で求めることが不可能であるとすれば、その実証的な根拠を示していただきたい。

上記の(1)の設計・積算にかかる基礎情報及びデータについては、事前の調査時に収集した情報のうち、現在JICAに成果品として提出を求めているデータ(単価表、代価表の根拠、自然条件調査の生データ等)や中間成果品(例えば、道路の設計を比較検討した際の複数案の設計諸元の詳細等)を追加することで、別の受託事業者は一定の情報を得られると考えられます。

追加に伴う契約金額の上昇(=M/Mの増加と成果品の増加に伴う印刷製本費用等の増加)について、本調査の場合は一連の先行調査すべてにおける基礎情報及びデータを、道路計画、道路設計、施工計画・積算、自然条件調査等の担当分野ごとに時系列的に取りまとめる必要があるため、具体的に想定することは困難です。

なお、国交省が省内に然るべき人数の技術者を擁し、技術的な細部まで確認及び指導できる体制を構築しているのに対し、JICAでは、技術面(例:道路設計/施工の詳細とこれに基づく積算根拠の詳細、当該国の調達条件の検討、実務を担当するエンジニアを中心とする人的ネットワークなど)の全てを確認・指導するのではなく、技術的な内容についてはコンサルタントからの提案を基本としております。このような提案の背景にある考え方やノウハウについては、成果品に残すことが困難です。また、コンサルタントが交代した場合には設計責任があいまいになるとともに、コンサルタントによって設計思想が異なる場合には、調査をゼロからやり直すことを想定する必要があり、結果的にコスト高となる可能性が高いと考えます。

特記仕様書6条(4)にいう「現地調査」について、概要を示していただきたい。また、成果はどのような形でまとめられるか。

先方政府関係者との技術事項にかかる協議、情報収集、関係者へのヒアリング、自然条件調査、環境社会配慮(住民移転)である。本調査では当初計画の起点から1.9km地点までの4車線化(拡幅)を第四期の終点(4.0km地点)まですべて4車線化するよう、カンボジア側の強い要請があったことから、既存の計画からの変更点の有無を確認するとともに、新たに4車線化を検討するための地形測量、支障

物件の調査等の環境社会配慮を行いました。

その成果は、協議議事録や契約書第8条記載の成果品等及び図面集、積算資料等の積算マニュアル所定の成果品となります。

また、本案件は環境社会配慮ガイドライン適用外ですが、カテゴリAに準じた対応を取っており、技術協力プロジェクトを同時に実施するなどして、丁寧に対応しています。コンサルタントは、環境社会配慮に必要な実務的な情報の収集・提供を行い、カンボジア側と協働して対応しています。

上記のほか、JICA職員は本件受託者の事業に対して、どのような関与をしているか（共同調査作業の実績などを具体的に）。

受託者に対し、JICA職員は、契約書、特に特記仕様書に基づき調査の成果管理を行っている。調査の前半においては、要請書に基づき実施計画や業務指示書を策定することで、調査方針や成果（無償資金協力の場合は出来上がりの姿）を明らかにし、JICA職員（等）と受託者（コンサルタント）からなる調査団を率いて現地で先方政府関係者と協議し、その結果に基づき、受託者に設計、積算、施工計画にかかる指示を出すとともに、受注者からの提案を受けて、最終的に設計・積算方針を確定します。

調査の後半においては、受託者が作成した設計、積算、施工計画をチェックするとともに、受託者が取りまとめたドラフト・ファイナル・レポート（案）を最終化したうえで、先方政府に説明し、合意を得たうえで、日本国内の予算確保に必要な作業を行っています。

つまり、JICA職員は調査方針を立案し、全体スケジュールを管理しつつ、先方政府の合意が得られる妥当な協力コンポーネントを整えることが業務であり、受託者による技術的事項の情報収集と分析、代替案を含む計画案の作成をチェックしています。

類似の継続案件において、再入札で事業者が交代したことによって問題が生じた例があるか。ある場合には、当該契約の概要と仕様書を提示いただきたい。

類似の案件を、「調査実施後に一定期間が経過したため再調査を行う案件」と定義した場合、競争に付した事例がありますが、詳細については調査中のため、別途回答いたします。

本件に先行するフォローアップ協力調査契約（2007年・2009年）の報告書における、家屋移転等の合意形成状況・手続の該当箇所（項目と主要部分）を提示いただきたい。

報告書の該当部分を抜粋し添付いたします。

同国の他の公共事業（道路・鉄道・ダムなど）に先立つ調査で、家屋移転等の合意形成手続等に関して調査した例はあるか。

カンボジア国 ネアックルン橋梁建設計画準備調査 2010年3月

技術協力プロジェクト「住民移転のための環境社会能力配慮強化プロジェクト」の概要と受託者名。

（1）背景

カンボジアでは経済成長に伴い物流に対する需要が増加しており、一層の経済成長を促すためには運輸交通インフラの更なる整備が重要となっているが、その実施には環境社会配慮の確保が不可欠である。

カンボジアでは、収用法の承認を受けて改訂作業が進む「開発事業に伴う社会的経済的影響への対応にかかる副法令」の承認に伴って、住民移転に係る政策立案を担う経済財務省住民移転局の能力向上と、系統的な実施細則の整備を通じた環境社会配慮体制の強化が喫緊の課題となっている。

(2) プロジェクトの目的

経済財務省住民移転局の、情報管理能力、住民移転計画・実施能力、住民参加促進能力の強化を通じて、住民移転に関する能力強化を図る。

(3) 協力期間

2010年4月～2012年3月

(4) 担当分野

- 長期専門家：チーフアドバイザー / 環境社会配慮(24人月)、住民参加型計画及び開発(22.5人月)、業務調整(20人月)
- 短期専門家：社会配慮手法(3人月)、研修計画 / 組織制度(2.17人月)、住民移転計画(3人月)、社会調査 / モニタリング(2人月)、移転補償 / 資産評価(2人月)

(5) 受託者名

阪神高速道路株式会社

参考 1：民間人材を活用する業務における業務の種類及び難易度の格付けに関する基準について

参考 2：平成 22 年 9 月 28 日付調達部長通知「業務実施契約における正規割引航空運賃等の利用について(通知)

別添 1：報告書抜粋(カンボジア国国道 1 号線(プノンペン～ネアックルン区間)改修計画事業化調査報告書(2007 年))

別添 2：報告書抜粋(カンボジア国国道 1 号線(プノンペン～ネアックルン区間)改修計画準備調査報告書(2009 年))

2012/12/27

契約監視委員会事務局

第 5 回契約監視委員会における一者応札・応募の点検方法について

次回委員会にて予定している一者応札・応募の点検方法について、第 2 回委員会での審議の結果を踏まえ、以下の通り提案します。

1. 点検方法

- (1) 点検の対象： 平成 23 年度に一者応募となったコンサルタント等契約 584 件、研修委託契約 286 件のうち、下記 2 のカテゴリーに該当する契約
- (2) 点検件数： 5～10 件
- (3) 点検用資料： 契約の概要と一者応札・応募の要因をまとめた概要資料
公示、業務指示書、契約書（席上配布）
- (4) 点検の内容： 一者応札・応募となった要因と競争性向上の取組み等

2. 点検対象契約の選定方法

コンサルタント等契約及び研修委託契約に関し、以下のカテゴリーごとの一者応募件数及び一者応募率（別表）をふまえ、点検対象とするカテゴリー及び対象契約の選定方法を審議頂きたい。

(1) カテゴリー

1) コンサルタント等契約

- ・ 契約区分（業務実施契約、業務実施契約簡易型、役務提供契約）
- ・ 案件規模（業務量（人月））
- ・ 業務区分（協力準備調査、技術協力プロジェクト等）
- ・ 業務分野（農業、保健、運輸・交通等）
- ・ 業務地域（アジア、アフリカ、中南米等） 等

2) 研修委託契約

- ・ 契約方法（企画競争、参加意思確認公募）
- ・ 契約金額
- ・ 研修員受入形態（課題別研修、国別研修、青年研修）
- ・ 契約相手区分（大学、公益法人等） 等

(2) 対象契約の選定方法

点検対象契約を選定する方法について、委員と協同でテーマを設定しテーマに沿った案件を選定する方法を提案致します。

なお、点検対象カテゴリーから委員に任意に選定して頂く場合は、以下の項目

を含む案件リストを準備致します。

《案件リスト記載項目》

- ・ コンサルタント等契約：案件名、地域、合計人月、分野等
- ・ 研修委託契約：案件名、契約金額、契約相手方名、参加国等

以上